

低入札価格調査実施要領 【建設工事に係る委託業務】

1 目的

この要領は、和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務（以下「委託業務」という。）の入札において、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、自動的に失格とする最低制限価格制度とは異なり、その入札価格で適正な履行が可能かどうか等の調査を実施することにより、ダンプिंगの防止を図り、業務成果の適正な品質の確保を図ることを目的とする。

2 調査の根拠法令等

調査の根拠とする法令等は次のとおりである。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」

(2) 施行令第167条の13

「第167条の7から第167条の10までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。」

(3) 和歌山県財務規則第104条

「施行令第167条の10第1項の規定に適合すると認めるときは、当該措置を必要とする理由を明らかにし、次順位者を落札者とするものとする。」

3 用語の定義

(1) この要領中「入札執行者」とは、入札の執行に関する事項についての専決をすることができる者のことをいう。

(2) この要領中「調査者」とは、発注機関の長（本庁で行なった入札（以下「本庁入札」という。）の場合は、本庁の事業主管課長。ただし、公共建築課が発注する工事においては公共建築課長）が命じた者のことをいう。

(3) この通知中「調査基準価格」とは、施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。

4 調査対象業務

原則として、次に掲げる業務を対象とする。

(1) 「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下「予定価格（税抜き）」という。）が3,000万円以上の委託業務

(2) 「予定価格(税抜き)」が3,000万円未満の委託業務のうち、施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方法(以下「総合評価落札方式」という。)を適用する委託業務(第167条の13により準用される場合を含む。)

5 調査基準価格の設定及び算定

施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を設けるものとし、それはその者の申込みに係る価格が、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

また、調査基準価格の算定は予定価格の算定の基礎となる仕様書、委託設計書等により入札執行者が算定する。

なお、契約ごとに定める割合の算定方法は次のとおりとする。

(1) 次の表の業種区分の欄に掲げる区分ごとに、予定価格算定の基礎となる表中①から④までに掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額(予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とし、予定価格の10分の7に満たない場合は10分の7とする。)に一定の範囲で無作為に発生させた係数(ランダム係数)を乗じた額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

業種区分	①	②	③	④
土木関係 建設コンサルタント業務	直接人件費の 100%	直接経費の 100%	その他原価の 90%	一般管理費等の 48%
建築関係 建設コンサルタント業務	直接人件費の 100%	特別経費の 100%	技術料等経費の 60%	諸経費の 60%
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の 100%	直接経費の 100%	その他原価の 90%	一般管理費等の 45%
測量業務	直接測量費の 100%	測量調査費の 100%	諸経費の 48%	—
地質調査業務	直接調査費の 100%	間接調査費の 90%	解析等調査業務費の 80%	諸経費の 48%

(2) 特別な事情がある場合については、同項第1号の算定方法によらないものとするができる。

6 低入札価格調査

(1) 第4項第1項に規定する業務の場合において、調査基準価格を下回った価格で応札した者(以下「低入札価格入札者」という。)に対し、低入札価格調査を実施するときは、第14項第1号に規定する調査様式及び添付資料の提出を求め、調査を実施するものとし、必要に応じ低入札価格入札者に対し事情聴取を実施するものとする。

(2) 第4項第2号に規定する業務の場合においては、比較的業務規模が小さいため、品質等を

落とさずに、コスト縮減する余地が少ないことから、低入札価格調査を実施するときは、第14項第2号に規定する調査様式及び添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施し、必要に応じ低入札価格入札者に対し事情聴取を実施するものとする。

7 特別重点調査

- (1) 第4項第1号に規定する業務の場合において、入札金額が、予定価格（税抜き）に100分の70を乗じて得た額に満たない者を、特別重点調査の対象者と決定する。特別重点調査の対象者に対し低入札価格調査（特別重点調査）を実施するときは、第14項第2号に規定する調査様式及び添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施し、必要に応じ低入札価格入札者に対し事情聴取を実施するものとする。
- (2) 特別な事情がある場合については、同項第1号の算定方法によらないこととすることができる。

8 低入札価格調査の意向確認

第4項第2号に規定する業務の場合には、入札執行者は、調査基準価格を下回った価格で応じた場合に、予め、低入札価格調査を受ける意向を低入札価格調査意向確認書（別紙様式1）により確認をするものとする。

9 入札参加者への周知

- (1) 入札執行者は、次の事項の周知するものとする。
 - ア 低入札価格調査制度を採用すること。
 - イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
 - ウ 低入札価格入札者は、総合評価落札方式における最高値の評価の者（以下「最高評価値入札者」という。）、総合評価落札方式でない入札における最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
 - エ 低入札価格調査において、事情聴取を実施する場合があり、これに応じなければ失格となること。
 - オ 低入札価格入札者は、事後の調査（事情聴取）に協力すべきこと。
- (2) 入札執行者は、第8項に規定する低入札価格調査の意向を確認する案件（以下「意向確認設定案件」という。）の場合、次の事項についても周知に努めるものとする。
 - ア 低入札価格調査を受ける意思がある低入札価格入札者は、入札書の提出時に低入札価格調査意向確認書（別記様式1）を提出しなければならないこと。
 - イ 入札参加者は自ら入札価格と調査基準価格を比較し、入札金額が調査基準価格未満の場合で、かつ、低入札価格調査意向確認書を提出した場合は、第14項第2号に規定する調査様式を提出しなければならないこと。
 - ウ 第14項に規定する調査様式の提出期限

10 調査における留意点

- (1) 入札書における入札金額と業務費内訳書における業務価格は同額でなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (2) 低入札価格入札者は、第14項に規定する調査様式を提出しなければならない。提出された調査様式に不足があった場合は、調査を実施することなく失格とする。
- (3) 調査様式の提出については、次に掲げるとおりとする。

ア 意向確認設定案件

低入札価格調査意向確認書を提出した入札参加者は、開札後、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「電子入札システム」という。）（電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については閲覧等）により公表される対象業務の入札経過書に記載される調査基準価格を自ら確認し、入札金額が調査基準価格を下回った場合には、入札経過書の公表日から起算して3日以内（和歌山県の休日を含めず）（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日及び8月13日から8月16日までの日（以下「休日条例第1条に規定する県の休日等」という。）を含まない。）に第14項第2号に規定する調査様式を提出しなければならない。

また、低入札価格調査意向確認書を提出しなかった低入札価格入札者は、調査を実施することなく失格とする。

イ 意向確認設定案件以外

調査様式の提出を求められた低入札価格入札者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日条例第1条に規定する県の休日等を含めない。）に提出しなければならない。

- (4) 低入札価格入札者は、第14項に規定する調査様式「積算内訳書」（様式3-1又は様式3-2）の各費用について、入札時に提出した業務費内訳書の各費用と同額としなければならない。各費用は、次の表の業種区分欄に掲げる業種区分ごとに定めるものとする。

なお、この場合において、同額でない場合は失格とする。

業種区分	①	②	③	⑤
土木関係 建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価	一般管理費等
建築関係 建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費	諸経費
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価	一般管理費等
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費	—
地質調査業務	直接調査費	間接調査費	解析等調査業務費	諸経費

- (5) 調査者は低入札価格調査において、必要に応じて事情聴取を実施し、低入札価格入札者は、これに応じなければならない。低入札価格入札者が事情聴取に応じない場合は失格とする。
- (6) 低入札価格入札者との契約に係る契約保証金及び契約解除の場合の違約金の額は、通常の業務委託契約書の記載額（契約金額の10分の1以上）と異なる（契約金額の10分の3以上）。なお、契約保証を受けられない場合は、契約はできない。

(7) 低入札価格入札者で第6項第2号又は第7項に規定する低入札価格調査を経て契約者となった者は、主任技術者を専任で配置しなければならない。

専任で配置する主任技術者は、調査対象者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札書提出日時点において3ヶ月以上）にあること。また、専任で配置する主任技術者の毎週の業務日程予定表及び業務日程実績表（任意様式）の発注者への提出や、発注者との協議へ出席しなければならない。なお、専任で配置する期間（書面による技術提案等を提出する日から業務が完了し、成果品の引渡し完了する日まで）は、他の業務に技術者として従事できない。

なお、主任技術者を専任で配置できない場合は、失格とする。

(8) 低入札価格入札者で第6項第2号又は第7項に規定する低入札価格調査を経て契約者となった者は、自ら行う照査又は測量法第34条で定める作業規程の準則第13条に規定する点検測量又はその他特記仕様書に記載する確認（以下「照査等」という。）に加えて、第三者（過去に取引実績がない業者に限る）に照査等（以下「第三者照査等」という。）を実施させること。第三者照査等については、別紙1の第三者照査等実施要領によるものとする。

なお、第三者照査等を実施できない場合は失格とする。

(9) 低入札価格調査時の積算内訳書（第14項第1号ウ 様式3-1又は第2号ウ 様式3-2）と業務完了後の実績を対比するため、調査表（第20項第1号の様式10）を提出しなければならない。また、事情聴取を実施する場合はこれに応じなければならないこと。（特記仕様書においても明示、第10項の規定による。）

(10) 低入札調査入札者で契約者となった者は、再委託代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等を調査するため、調査表（第20項第2号 様式11）を提出しなければならない。また、調査者は、事情聴取を実施しなければならない。

1.1 特記仕様書への明示

次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

(1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、履行体制図を入札執行者に提出（契約書の写しも含む。）しなければならない。

(2) 同項第1号に規定する書類の提出に際し、その内容の事情聴取を入札執行者から求められた場合は、受注者は応じなければならない。

(3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく業務計画書の提出に際して、その内容の事情聴取を入札執行者から求められたときは、受注者は応じなければならない。

(4) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、調査時と業務完了後の実績とを対比した書類を提出し、その内容の事情聴取を入札執行者から求められたときは、受注者は応じなければならない。また、入札執行者が関係の再委託業者の同席を求める場合は、受注者は応じなければならない。

(5) 同項第1号から第4号の提出等の指示に違反し、履行体制図を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。

(6) 低入札価格入札者との契約に係る契約保証金及び契約解除の場合の違約金の額は、通常の業務委託契約書の記載額（契約金額の10分の1以上）と異なる。（契約金額の10分の3以

上)

(7) 第6項第2号又は第7項に規定する低入札価格調査を経て契約者となった場合においては、主任技術者を専任で配置すること。

専任で配置する主任技術者は、調査対象者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札書提出日時点において3ヶ月以上）にあること。また、毎週の業務日程予定表及び業務日程実績表（任意様式）の発注者への提出や、発注者との協議へ出席すること。なお、専任で配置する期間は、書面による技術提案等を提出する日から業務が完了し成果品の引渡し完了する日まで、他の業務に技術者として従事できないものとする。

(8) 第6項第2号又は第7項に規定する低入札価格調査を経て契約者となった場合においては、自ら行う照査等に加えて、第三者照査等を実施させること。

(9) 土木関係建設コンサルタント業務以外の業務においては、前号の照査等の内容を記載すること。

(10) 業務完了後に成果物が契約の内容に適合しないことが発覚した場合には、第三者照査等実施者にも責任が及ぶものとする。

1 2 入札の執行

(1) 入札の執行は次のとおり取り扱うこととする。

ア 意向確認設定案件

(I) 和歌山県が設置する電子入札システムにより入札を行う調査対象業務

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合は、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、調査基準価格を下回っているすべての入札者（以下「低入札価格提示者」という。）のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査様式の提出については、入札に参加した者が自ら判断して行うこととする。

(II) 電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う調査対象業務

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合は、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査様式の提出については、入札に参加した者が自ら判断して行うこととする。

イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、調査基準価格を下回っている低入札価格提示者に対し第14項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、

- 調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）
- (2) 調査対象業務については開札から落札決定まで不測の日数を要する場合があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該業務の入札参加者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位（総合評価落札方式でない入札においては入札金額順位）のみ回答するものとする。

1.3 調査の実施

調査は、低価格で入札した理由等について、第1.4項に規定する調査様式に基づき速やかに実施するとともに、以下の内容についても併せて実施するものとする。

- (1) 経営内容・経営状況
- (2) 信用状態
- (3) その他必要な事項

1.4 調査様式

低入札価格調査の調査様式は次に掲げるとおりとする。

- (1) 第6項第1号に規定する低入札価格調査
 - ア 「低入札価格調査報告書」（様式1）
 - イ 当該価格により入札した理由（「入札理由書」（様式2））
 - ウ 入札金額の積算内訳（「積算内訳書（通常低入）」（様式3-1））
 - エ 当該契約の履行体制
 - （「履行のための体制図（全体像）」（様式4-1））
 - （「業務に係る実施体制」（様式4-2））
 - オ 配置予定技術者名簿
 - （「配置予定技術者名簿」（様式5-1））
 - （「直接人件費内訳書」（様式5-2））
 - カ 手持ち機械等の状況（「手持ち機械等の状況」（様式6））
 - キ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
 - （「過去に受注・履行した同種又は類似業務の名称及び発注者」（様式7））
 - ク 直前3カ年の事業（営業）年度に係る決算書類（任意様式）
- (2) 第6項第2号及び第7号に規定する低入札価格調査
 - ア 「低入札価格調査報告書」（様式1）
 - イ 当該価格により入札した理由（「入札理由書」（様式2））
 - ウ 入札金額の積算内訳（「積算内訳書（特別重点）」（様式3-2））
 - エ 当該契約の履行体制
 - （「履行のための体制図（全体像）」（様式4-1））
 - （「業務に係る実施体制」（様式4-2））
 - オ 配置予定技術者名簿
 - （「配置予定技術者名簿」（様式5-1））
 - （「直接人件費内訳書」（様式5-2））
 - カ 手持ち機械等の状況（「手持ち機械等の状況」（様式6））

- キ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
（「過去に受注・履行した同種又は類似業務の名称及び発注者」（様式7））
- ク 手持ちの建設工事に係る委託業務の状況
（「手持ちの建設工事に係る委託業務の状況」（様式8-1））
（「手持ちの建設工事に係る委託業務の人工」（様式8-2））
- ケ 直前3カ年の事業（営業）年度に係る決算書類（任意様式）
- コ 第三者照査等（「第三者照査等実施予定者及び確約書」（様式9））

1.5 調査後の落札者の決定

（1）調査の結果適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合の措置

入札執行者は、調査者が行った調査の結果、最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）の入札金額により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認めたときは、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

（2）調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置

調査者は、調査の結果最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）が提示した入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは調査の結果、及び意見を記載した書面を作成し、入札審査会（本庁入札以外の場合は、地方入札審査会）（以下「審査会」という。）に提出し、意見を求めなければならない。

1.6 審査会の意見に基づく落札者の決定等

（1）審査会の意見が、調査者の意見（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見）と同一であった場合は、入札執行者は最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち総合評価落札方式において最高値の評価の者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）（以下「次順位者」という。）を最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）として各入札実施要領による落札候補者の決定にかかる所定の手続きを行う。なお、次順位者が低入札価格入札者であった場合は、第1.3項以降と同様の手続による。

（2）入札執行者は、審査会の意見が、調査者の意見（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見）と違う場合には、審査会の意見を尊重し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる者として、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

1.7 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

以下の場合、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）（次順位者同じ）を失格と判定し、入札執行者はその者に対し落札者に決定しないことを通知するものとする。

なお、判定基準については別紙判定基準のとおりとする。

- (1) 調査様式に不足がある場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 設計仕様等に適合しない場合
- (4) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- (5) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- (6) 上記の他、適正な委託業務の履行がなされないおそれがあると認められる場合

1 8 調査結果の概要等の公表

調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

1 9 再調査の実施

- (1) 調査者は、次の事項に該当する場合、再調査を実施するものとする。
 - ア 再委託業者の追加及び変更
 - イ 再委託金額の増減（概ね 2 割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く。
 - ウ その他発注者が必要と認める場合
- (2) 実施時期は、再調査を必要とする該当事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときとし、調査者は、遅滞なく実施するものとする。
- (3) 周知方法は、特記仕様書にて明示するものとし、別紙「低入札価格調査について」のとおりとする。
- (4) 再調査の結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合の措置は、業務委託契約書第 4 0 条第 1 項第 6 号により契約を解除する。

2 0 低入札調査時の積算と業務完了後の実績等対比

- (1) 調査者は、業務完了後速やかに、受注者から業務完了後の実態について、調査票（様式 1 0）を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態の対比をする。なお、調査表の内容によっては、事情聴取を行うものとする。
- (2) 再委託業者への適正な支払確認等の実施
調査者は、業務完了後速やかに、再委託代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、受注者から様式 1 1 「再委託代金支払状況等調査表」を提出させ、受注者、再委託業者の双方から、事情聴取を行うものとする。
なお、上記（1）（2）の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。
また、その指導の結果によっては、次の措置を行うとともに、技術調査課長あて通知する。
 - ア 口頭による厳重注意
 - イ 文書による厳重注意
 - ウ 悪質な場合は、その内容の公表（閲覧等）

附 則

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象業務から適用する。

別記様式 1

低入札価格調査意向確認書

〇〇 年 月 日

和歌山県知事 〇 〇 〇 〇 様

所 在 地
商 号
代表者氏名

下記建設工事に係る委託業務の入札書に記載した金額が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を受けることを前提とし、低入札価格調査実施要領【建設工事に係る委託業務】に規定する調査様式を期限内に提出することを誓約します。

記

事業年度・工事番号：〇〇〇〇年度 〇〇 第〇号

業 務 名 称：〇〇〇業務

- ※ 低入札価格調査を受ける意向がない場合には、当該様式を提出する必要はありません。
- ※ 当該様式を提出しない場合において、応札額が調査基準価格を下回ると失格となります。

第三者照査等実施要領

- 1 この要領は、低入札価格調査実施要領（以下「実施要領」という。）第10項第8号に規定する第三者照査等の実施にあたり、必要な事項を定める。
- 2 この要領において「第三者照査等」とは、落札者が作成する成果物を自ら照査又は測量法第34条で定める作業規程の準則第13条に規定する点検測量又はその他特記仕様書に記載する確認（以下「照査等」という。）をした後、落札者とは別の者が照査等を行うことをいう。
- 3 第三者照査等を行う者は次の要件を全て満たすものとする。
 - （1）当該委託業務のすべての入札参加資格要件（地域要件を除く。）を満たす者であること。
 - （2）当該委託業務の入札に参加していない者であること。
 - （3）調査対象者との間に資本関係・人的関係がない者であること。
 - （4）調査対象者との間に過去に取引実績がない者であること。
 - （5）第三者照査等を行う者が配置する技術者は、照査技術者（照査技術者の配置を求めない場合は主任技術者とする。）となり得る資格等を有すること。
 - （6）第三者照査等を行う者が配置する技術者は、第三者照査等を行う者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 4 第三者照査等に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- 5 第三者照査等は当該業務の「主たる部分」に該当しないため、落札者は第三者照査等を別の者に再委託できるものとする。
- 6 業務完了後に成果物が契約の内容に適合しないことが発覚した場合には、第三者照査等実施者にも責任が及ぶものとする。